

<< ソフトウェア使用許諾契約書 >>

ゼッタテクノロジー株式会社(本契約書では「弊社」と言います)は、本契約に基づき、ソフトウェア・プログラム(Easy Form Generator)(以下「本ソフトウェア製品」と言います)に関し、本契約書に定める条件で使用許諾します。お客様が本ソフトウェアをコンピュータ機器にインストールした場合は、本契約内容に同意したものとします。

第1条 使用権の範囲

- 1 お客様は、購入した本ソフトウェア製品をコンピュータ機器にインストールして使用することができます。お客様が本契約により付与される使用権は、非独占的かつ譲渡不可能なものとします。
- 2 お客様は、お客様または第三者が利用するソフトウェア開発の一環として、本ソフトウェア製品を使用する場合に限り、使用することができます。お客様は、有償・無償を問わず、お客様以外の第三者がソフトウェア開発をする際、Web入力フォームまたは画面設計書の出力のみを目的として本ソフトウェア製品を使用することはできません。
- 3 本ソフトウェア製品の著作権その他全ての知的財産権は弊社が有しており、お客様は、本ソフトウェア製品を複製(前項に規定する「使用のためのインストール」を除く)、譲渡、再使用許諾又は貸与することはできません。
- 4 お客様は、本ソフトウェア製品を改変、翻案しないものとし、また、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル又はその他の方法でソースコードを解明することを試みないものとします。
- 5 本ソフトウェア製品は、日本国内でのみ使用することができるものとします。
- 6 本ソフトウェア製品は、その権利者名、商標を明示し、容認された慣行に従って使用されるものとします。いかなる商標であっても、その使用により、当該商標についての権利がお客様に付与されることはないものとします。
- 7 弊社は、本書にて明記したものを除き、本ソフトウェア製品に関するいかなる権利もお客様に付与するものではありません。
- 8 本契約は、本契約のいずれの条項又は文言にも関わらず、使用許諾契約であって、本ソフトウェア製品の知的財産権譲渡を定めるものではありません。

第2条 保証の範囲及び免責

- 1 本ソフトウェア製品の電磁的記憶媒体に物理的な瑕疵があった場合又は説明書類に落丁又は乱丁があった場合、お客様が本ソフトウェア製品をお受け取りいただいた日から3ヶ月以内に限り、弊社は無料でこれを交換致します。
- 2 前項に基づき交換された本ソフトウェア製品の電磁的記憶媒体に物理的な瑕疵がないこと又は説明書類に落丁又は乱丁がないことについての保証期間は、前項記載の当初保証期間の残存期間が経過するまで、又は交換された本ソフトウェア製品をお客様がお受け取りいただいた日から1ヶ月間が経過するまでのいずれか遅い時点までとします。
- 3 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア製品の動作について、本ソフトウェア製品をお受け取りいただいた日から3ヶ月以内に限り、かつ、本ソフトウェア製品の説明書類にて弊社が明示した使用状況(コンピュータのハードディスクその他電磁的記憶媒体の使用環境及びこれらにインストールされている他社製ソフトウェア製品の種類等の状況)においてのみ、本ソフトウェア製品の説明書類に記載のとおり実質的に動作することを保証致します。お客様が、本ソフトウェア製品と他社のソフトウェア製品と同一環境にてご使用される場合や当該使用状況が本ソフトウェア製品の説明書類に記載された使用状況ではない場合には、本ソフトウェア製品に何らの瑕疵がない場合でも、本ソフトウェア製品が正常に動作しないことがあります。しかし、これは本ソフトウェア製品の瑕疵ではありませんので、保証の対象外となります。
- 4 本条の規定は、弊社が負う全ての保証責任であり、弊社は、これ以外に、明示、默示を問わずいかなる保証も致しません。また、それ以外に、お客様が、本ソフトウェア製品の不具合その他本ソフトウェア製品に関して被った損害については、これらが火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意又は過失、誤用その他の異常な条件下での使用によって生じた場合を含め、弊社は一切責任を負いません。
- 5 お客様が期待される効果又は結果を得るための本ソフトウェア製品の選択、本ソフトウェア製品の導入、使用及び使用効果又は結果につきましては、弊社は一切保証せず、全てお客様の責任とさせていただきます。
- 6 本ソフトウェア製品に関し、弊社がお客様に対して負担する責任は、法律上の原因を問わず、いかなる場合においても、本ソフトウェア製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。
- 7 弊社は、いかなる場合においても、本ソフトウェア製品に関して、結果的又は間接的に発生した損害に対しては、一切責任を負いません。

第3条 契約期間

- 1 本契約の効力は、お客様が本ソフトウェア製品をお受け取りいただいた日に発生するものとします。
- 2 お客様が本契約に違反した場合、弊社は、いつでも本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア製品及びその複製物を全て破棄しなければなりません。この場合、本ソフトウェア製品の代金は返還致しません。

第4条 準拠法及び裁判管轄等

本契約は、日本法を準拠法とします。万一、お客様との間で紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。